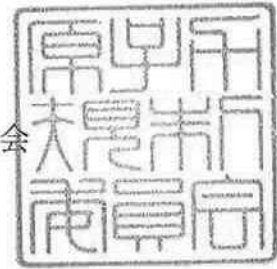


原規規発第2003257号

令和2年3月25日

原子力委員会 殿

原子力規制委員会



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）  
の原子炉設置変更許可〔HTTR（高温工学試験研究炉）原子炉  
施設の変更〕に関する意見の聴取について

上記件について、平成26年11月26日付け26原機（安）099（平成28年10月27日付け28原機（安）019、平成29年6月29日付け29原機（安）009、平成29年12月21日付け29原機（安）022、平成30年2月23日付け29原機（安）029、平成30年7月11日付け30原機（安）008、平成30年10月17日付け30原機（安）012、令和元年9月26日付け令01原機（安）004、令和2年1月27日付け令01原機（安）010及び令和2年3月23日付け令01原機（安）012をもって一部補正）をもって、独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 松浦 祥次郎（平成27年4月15日付け27原機（大安）016をもって国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児玉 敏雄へ名称及び代表者の氏名が変更された。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第26条第4項において準用する法第24条第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

(別紙)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）  
原子炉設置変更許可申請書〔HTTR（高温工学試験研究炉）原子炉施設の変更〕の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

平成26年11月26日付け26原機（安）099（平成28年10月27日付け28原機（安）019、平成29年6月29日付け29原機（安）009、平成29年12月21日付け29原機（安）022、平成30年2月23日付け29原機（安）029、平成30年7月11日付け30原機（安）008、平成30年10月17日付け30原機（安）012、令和元年9月26日付け令01原機（安）004、令和2年1月27日付け令01原機（安）010及び令和2年3月23日付け令01原機（安）012をもって一部補正）をもって、独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 松浦 祥次郎（平成27年4月15日付け27原機（大安）016をもって国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児玉 敏雄へ名称及び代表者の氏名が変更された。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき提出された大洗研究所（北地区）の原子炉設置変更許可申請書〔HTTR（高温工学試験研究炉）原子炉施設の変更〕に対する法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・試験研究用等原子炉の使用の目的を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の組織に再処理を委託又は引取りを依頼して引き渡すこととし、引渡しまでの間は当該原子炉施設において貯蔵する方針としていること

から、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。



府政科技第523号  
令和2年4月22日

原子力規制委員会 殿

原子力委員会委員長



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）の  
原子炉設置変更許可〔HTTR（高温工学試験研究炉）原子炉施設  
の変更〕について（答申）

令和2年3月25日付け原規規発第2003257号をもって意見照会のあ  
った標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律  
（以下「法」という。）第26条第4項において準用する法第24条第1項第  
1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおりである。

(別紙)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）の原子炉設置変更許可申請書〔H T T R（高温工学試験研究炉）原子炉施設の変更〕に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第24条第1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、

- ・試験研究用等原子炉の使用の目的を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の組織に再処理を委託又は引取りを依頼して引き渡すこととし、引渡しまでの間は当該原子炉施設において貯蔵する方針としていること

等の諸点については、その妥当性が確認されていること、加えて我が国では同原子炉も対象に含めた保障措置活動を通じて、国内のすべての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論を国際原子力機関（I A E A）から得ていること、また、本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討した結果から、当該試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。